

令和3年度宮崎県央地区ＩＴ人材育成推進業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

令和3年度宮崎県央地区ＩＴ人材育成推進業務の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

令和3年度宮崎県央地区ＩＴ人材育成推進業務委託仕様書による。

3 契約上限額

1,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

金額には、委託業務の履行に要する全ての経費を含む。

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和4年3月15日（火）まで

5 参加資格要件

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者。
- (2) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でない者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (6) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (7) 県税に未納がない者。
- (8) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

宮崎県企業立地ホームページへの掲載により公示する。

7 スケジュール（予定）

(1) 公告	令和3年7月20日（火）
(2) 企画提案競技参加申込書の提出締切	7月27日（火）午後5時
(3) 企画提案書の提出締切	8月4日（水）午後5時
(4) 書類審査	8月上旬
(5) 審査結果の通知	8月上旬

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会

開催しない。

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙様式1）を提出すること。

① 提出先

下記12「書類提出及び問合せ先」を参照

② 提出期限

令和3年7月27日（火）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はFAX（提出確認のため、送信後は担当者に電話連絡すること。）

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

上記2「委託の内容」を参考の上、提案すること。

② 提出書類

企画提案書等提出様式（別紙様式2）に下記ア～キの書類を添えて提出すること。

ア 企画提案書（様式任意 サイズはA4。1案のみ。）【原本1部、写し4部】

- ・ 業務実施方針（コンセプト）
- ・ 委託業務実施体制
- ・ 業務スケジュール
- ・ 企画内容
- ・ 類似業務履行実績
- ・ その他、企画・実施する内容

イ 見積書【原本1部、写し4部】

- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。

- ・ 内訳は税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書（別紙様式3）【1部】

エ 団体等（申込者）概要書（別紙様式4）【1部】

オ 商業登記簿謄本等【1部】

企業の場合は商業登記簿謄本の写し、個人事業主は個人事業の開廃業届出書の控えの写し、その他の法人及び団体は定款その他の規約の写し又はこれらの事項を証明するもの。

カ 収支決算書【1部】

過去3年分の収支決算書

キ 会社概要（既存資料・パンフレットで可）【原本1部、写し4部】

③ 提出先

下記12「書類提出及び問合せ先」を参照

④ 提出期限

令和3年8月4日（水）午後5時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

(4) 審査項目

① 内容構成力

- ・ 事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
- ・ 業務実施委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。
- ・ 計画的な業務スケジュールとなっているか。

② 独創性

- ・ 提案内容に独創性があるか。

③ 運営体制

- ・ 業務を安定的に実施することができる人材や体制が確保されているか。
- ・ 新型コロナウィルス感染症の影響を十分に考慮した内容となっているか。

④ 経済性

- ・ 提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。

⑤ 実績

- ・ 本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。

(5) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(6) 審査結果の通知

令和3年8月上旬に、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との契約の見込みがないときは、次点の提案者と前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県央地区企業立地促進協議会に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

(1) 住所

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号（宮崎県庁8号館3階）

(2) 担当

県央地区企業立地促進協議会事務局（宮崎県 企業立地課 担当 鳥越）

(3) 連絡先

電話番号 0985-26-7096

ファックス番号 0985-26-0219

メールアドレス torigoe-hikaru@pref.miyazaki.lg.jp